

平成15年度第3回
兵庫県都市計画審議会

平成15年12月25日（木）午後1時30分
パレス神戸2階ホール

開 会 午後 1 時30分

会長 それでは、簡単でございますが、私から本日の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

平成15年度第3回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、年末の大変お忙しい中にも関わりませず、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

21世紀に入って初めての日本の進路を決める衆議院議員総選挙が行われましたが、いわゆるマニフェスト選挙と言われた今回の選挙の大きな争点の一つに、地方分権をどう進めるかがあったというふうに思っております。

地方分権の推進は、わが国の今後の発展に関わる非常に重要な問題であり、単に地方だけの問題ではありません。それは地方が自立し、活性化することなくしては、わが国の活気に満ちた未来は望めないと思うからであります。この地方分権を推進するためには、まず、国と地方の役割分担を明確にし、地方が担うべきことは地方自ら決定するという地方自治本来の姿を実現することが必要であるとされ、いわゆる三位一体の改革はそのための手段として議論されております。

国の平成16年度の予算においても、1兆円の国庫補助負担金の廃止、縮減等を行い、まちづくり関係では、まちづくり総合支援事業という補助金が廃止されて、まちづくり交付金に改められました。そのことは、自由に地方が使えるという点では、喜ばしいことだと思っておりますけれども、それに見合う財政的な裏付けがどうであるか。そのあたりが、一番心配するところでございます。

この他、地方分権の担い手である市町の規模の適正化を目指す、いわゆる平成の大合併が来年度以降、本格的に動き出します。きょうも、丹波市がほぼ決定したというような報道がなされておりましたけれども、これについても、それぞれのまちづくりが本来どうあるべきかを基本として進めていくことではないだろうかと思っております。地元市町や住民が地域の実情を踏まえて、十分な議論を尽くした上で、適切に判断されなければならないと思っております。

まちづくりに直接関わるこのような動きに、我々は特に注目していきたいと思っております。

さて、本日の案件は、去る12月18日に事務局から既に事前説明がありました「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」議案を初め、17件でありま

す。この後、お手元の議案書により議事を進めてまいりたいと存じます。どうか十分な審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日、付議されております各案件について、審議を賜りたいと存じます。なお、審議の中で、ご発言いただく場合には、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号をおっしゃってからご発言くださるようお願い申し上げます。

本日の議事の進め方ですが、議事の説明については、審議の便宜上、関連するものは一括して説明を受けるようにしたいと思います。この点、あらかじめご了承願いたいと思います。

それでは、まず、第1号議案「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明いたします。議案書3ページ、黄色のファイル議案書別冊（ ）をご覧ください。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に関する法改正及びこれに対する県の取り組み経緯については、7月、9月の都市計画審議会においてご説明した内容等を参考資料1に簡単に記載しております。

平成13年に施行された都市計画法の改正により、これまでの整備、開発又は保全の方針に定めておりました市街化区域、市街化調整区域の区域区分、都市再開発の方針、防災再開発の方針等を別の都市計画として定めることとなりました。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域のマスタープランとして、住民の意見を聞き、関係機関等との調整を経て策定しております。

阪神間について、2月19日に尼崎で、「うるおいと魅力ある都市形成に向けて」のタイトルでフォーラムを開催し、資料5、A3版の整備、開発及び保全の方針の概要により素案を説明し、パネルディスカッションを開催いたしました。

それでは、都市計画区域マスタープランの内容をご説明いたします。議案書別冊（ ）1ページ、基本的事項の基本的役割では、阪神間の都市計画区域マスタープランは、平成13年に21世紀兵庫長期ビジョンの地域編として策定された阪神市民文化社会ビジョンを踏まえ、その分野別構想の一つとして、都市計画に関する基本的な方向と、都市計画区域における主要な都市計画の決定方針等を示すことを記載し

ております。

策定対象区域は、阪神間都市計画区域の7市1町の全域で、計画の目標年次は、平成12年を基準として、おおむね10年後の平成22年としております。

2ページ、課題と目標では、まず、背景と経緯を記載し、3ページ、都市計画の課題では、平成13年に策定された地域ビジョンによる地域の課題を基に、都市計画の立場から4点を挙げ、それぞれの課題に対応した目標を定めております。

4ページに記載しております基本理念では、都市の個性、個性的なライフスタイル、自立的な参画と協働等の阪神間都市圏に関わるキーワードを盛り込んでおります。

5ページ、区域区分の有無では、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の線引きについて記載しております。本都市計画区域は、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域で線引きを行うことが都市計画法で定められております。また、関西瀬戸内圏の中核に位置し、広域道路網が整備されており、既に市街地が形成され、今後も人口の増加が見込まれる一方、北部には自然環境が残されており、この保全が必要であると考えられます。このため、公共投資を積極的に行う市街化区域と、農業や自然の保全を中心とした市街化調整区域の線引きは必要であるとしております。

6ページの区域区分の方針には、将来人口及び産業の規模について記載しておりますが、これは全県の将来人口推計等を基に、各都市計画区域の伸び等を考慮して、設定しております。4の基本的方針では、土地利用から都市防災まで6つの方針を定めております。

6ページ、土地利用に関する方針では、安全で安心して暮らせる魅力ある人間サイズのまちづくりの理念を踏まえ、土地利用を的確に誘導し、臨海部の遊休地においては、新たな都市機能を担う土地利用転換を進めるとともに、豊かな自然が残る北部では、自然環境を保全し、集落環境の保全と、新市街地の永続的な居住環境の向上を図ることとしております。

主要用途の配置の方針では、商業、業務地では、適切な密度の指定に努め、周辺との環境調和、既存商店街と郊外型商業施設の役割分担による商業配置に留意し、都市の密度構成としては、南部市街地は比較的高密度とし、その他の市街地は中低密度としております。また、幹線道路沿道の土地利用は、背後地の住環境の保全に

留意し、土地利用の方向を明確にし、ターミナル周辺で密度の高い土地利用を図ることとしております。工業地では、土地利用の現況及び動向等に応じて、適切な用途地域の指定に努め、周辺の住環境との調和を図りながら、地区特性に応じた規制誘導を行います。

臨海部については、土地利用転換後の工場跡地等の緑化を考慮するなど、都市環境の改善に努めることとしております。

流通業務地では、都心区域への流通業務施設の集中による都市機能の低下と自動車交通の渋滞を緩和するため、周辺環境に配慮しながら適切な流通業務施設の立地を図ることとしております。

住宅地では、現況及び動向等を勘案し、適切な用途地域の指定に努め、特に密集市街地の居住環境の改善や、道路等の公共施設の整備を進めるとともに、中低層住宅地における高層マンション等の立地への対策を講じることとしております。

市街地の住宅地では、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、容積率、建ぺい率、地区計画等を柔軟に組み合わせて多様な形態、用途制限などを活用し、生活利便施設等の立地に配慮し、身近な生活圏の形成に努めることとしております。

その他、生産緑地及び寺社林等の緑地については、極力保全を図り、都市住民のうるおいある環境の保全、形成に努めることとしております。

市街化調整区域の土地利用については、優良な農地との健全な調和、秩序ある都市的土地利用の実現、計画的な市街地整備の実現を目指して方針を定めております。

8 ページ、自然的環境に関する方針については、自然の持つ力を活用するとともに、猪名川、武庫川流域や六甲山系、北摂連山など、都市近郊に残された自然や自然環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図り、自然と触れ合える場、憩いの場として、また多様な生物が生息する緑地を創出することとしております。

9 ページ、都市交通に関する方針については、阪神間では、東西方向を主体に大きな交通流動がある一方、北部地域の市街化の進展や開発に伴い、南北方向の交通流動も多くなってきていることから、交通需要に対応し、区域内外のアクセス向上を図るとともに、交流拡大、発展を支え、災害にも強い交通ネットワークを構築することとしております。交通量の多い市街地部では、渋滞やそれに伴う環境問題が大きな課題となっており、道路整備と合わせて、環境にやさしい公共交通機関の利

用を促進し、高齢者や障害者を初め、すべての人が使いやすい総合交通体系の確立を図ることとしております。また、電線類地中化、沿道緑化、低騒音舗装等による環境負荷の軽減と合わせて、自転車・歩行者道の整備を進めることとしております。

主要な交通施設の配置、整備の方針では、高規格道路から生活道路までの道路網を合理的且つ機能的な交通体系として確立する他、交通の集中や踏切に起因する慢性的な渋滞箇所の円滑な交通を確保し、沿道環境にも十分配慮することとしております。

駅前広場では、交通結節点の利便性の向上や公共交通機関の利用促進を図るための整備を進めることとしております。また、鉄道ネットワークの強化と利用促進、空港の環境対策と周辺地域の活性化に向けた対策を引き続き推進し、重要港湾尼崎西宮芦屋港の物流拠点としての整備を進めてまいります。

10ページ、都市環境に関する方針については、公園・緑地、河川、下水道整備などがこの内容となります。公園・緑地では、身近で手軽なレクリエーション施設、環境学習拠点等として快適に利用されるよう、整備及び機能の充実を進め、臨海地域では尼崎21世紀の森構想の実現を図り、魅力と活力あるまちを再生し、人々のくらしにゆとりとうるおいをもたらす環境の創出を推進することとしております。

下水道・河川では、海や河川の水質を守るため、下水道の高度処理化や合流改善を進め、また河川の改修にあたっては、自然環境に配慮した工法を採用するなど、親水性に配慮した川づくりを進めることとしております。

廃棄物処理施設等では、兵庫県廃棄物処理計画に基づき適正な設置を推進し、一般廃棄物については、兵庫県ごみ処理広域化計画に基づき、処理施設の整備を進めることとしております。

都市景観の形成では、六甲山系、旧西国街道などの地域の自然、歴史、文化の特性を活かしたまちなみの保全と、地区の特性に応じたまちなみの形成を図り、住民が親しみと誇りと愛着を持てる、個性ある景観を形成することとしております。

11ページ、市街地整備に関する方針について、秩序ある市街地の形成、密集市街地の改善、大規模低未利用地の有効活用などの課題に対応し、特性を活かした計画的な市街地の整備を進めることとし、既成市街地では民間活力を積極的に誘導しながら健全な高度利用等による都市機能及び居住環境の向上を図ることとしております。

す。また、密集市街地の防災性の向上や環境改善、中心市街地の活性化など、まちなみの再生、再構築を進め、新市街地では面的整備事業を推進することとしております。

12ページ、都市防災に関する方針について、震災の教訓を活かした災害に強い都市づくりを推進し、災害を未然に防止し、被災時の安全確保のため、兵庫県地域防災計画と整合を図りつつ対策を講じることとしております。防災拠点の整備とネットワーク化として、広域防災帯や広域防災拠点を設置するとともに、地域防災拠点等を系統的に配置すること、また、都市の不燃化、耐震化として、建築物の不燃・耐震化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。土砂災害の防止について、自然緑地の保全と防災機能の強化を図り、六甲山系グリーンベルト整備事業等により、市街地に面する山麓から山腹に至る斜面の樹林地を整備し、緑豊かな都市環境及び自然環境の保全・創出を図ることとし、また、総合的治水対策として雨水等に対し、河川だけでなく流域全体として下水道等との連携などを含めた総合的且つ効果的な治水対策に取り組むこととしております。

13ページ、主要な都市計画等の指針では、4の基本的方針を踏まえ、具体的に予定される事業を市町との協議、及び兵庫県社会基盤整備プログラムに示された事業から抽出して記載しております。スクリーンの都市計画区域マスタープランの附図は、議案書位置図の1ページに添付しております。臨海部では、工業系の土地利用の転換に対応する尼崎の森中央緑地を配置し、あまがさき緑遊新都心と合わせて、都市再生プロジェクトとして位置づけ、また、南芦屋浜などは景観形成地区を指定しております。

南部市街地の北側、山麓部は、緑地保全地区と合わせて防砂の施設の整備を、北部市街地では神戸三田国際公園都市や川西、猪名川の民間宅地開発の充実を図るための関連整備などを進め、これらを連携する道路等の整備を進める一方、猪名川、武庫川沿いの河川と緑地の整備を進め、阪神間の都市形成の充実を進めてまいります。

素案閲覧後、7月25日に宝塚市において説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。本案について2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で、阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の説明を終わります。

会長 どうもありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました
が、これにつきまして、ご質問またはご意見等ございましたら、お願いいたしま
す。

25番 今の1号議案ですが、長期的視野に立った将来像を明確にするというこ
と、概ね10年間のということで、阪神間のマスタープランそれぞれが示されたわけ
ですけれども、基本的には、この1号議案に反対をするという立場で意見を申し上
げたいと思います。詳細にわたりますと、随分数がありますので、一つには、今の
それぞれの市ですね、県も国もそうですが、財政難の中で本当にこの事業は、この
10年間に行わなければならない事業なのか。今の財政を、まさに税金をどう使って
いくのかという点からの例も挙げたいと思います。もう一つには、住民への説明責
任がこの時点で十分に果たされているか。確かに、今、説明会、フォーラムがあっ
たというご説明もありました。意見書も縦覧の中では挙がっていないということだ
はありますけれども、それだけ市民に身近なマスタープランになっているかと言え
ば、決してそうではない。知らない間に示されていく。これは市当局、県当局も決
して知らしてはいないというふうなことは言われたいと思いますけれども、現実
には説明責任が十分でないという点があるかと思えます。

その事例を申し上げたいというふうに思うんですが、ページを追って意見を述べ
たいと思います。別冊の11ページにあたりますが、尼崎に関連して、尼崎21世紀の
森構想の実現に向けてというくだりがあります。この問題はもう既に県議会の中
でも、また市議会の中でも十分に内容として話されている問題であろうかと思
いますが、元々、こういった工場の跡地を買い取って、そこをどうするかという
点で、次にありますのじぎく国体に向けて、ここにプールをつくって、一つの会
場にしようというところから、まあ言えば生まれてきた中身の中で、例えば
尼崎市もそういった意味では財政難の中で、こういったところへの財政投資
については意見も挙げています。

特にアクセスの問題でも、非常に市の負担が大きいという点では明らかな
問題だろうと思えますし、果たして、国体が終わった後、このプールの利用が
どうなるのかという点もまだまだ住民も納得していない。あるいは、私も議
会の立場で物を言ってるわけですが、議会の中でもまだ賛成が得られてい
ないというような、十分な議論ができていないという意味からも、しかも
この事業の中身はPFI方式

を取るといふことで、赤字になった場合に、誰が、どう、その赤字の補填をするかという点で言えば、住民にそのままのしかかって来るといふことももう明らかな状態の中で、この問題については、今、財政難のお話をさせていただきましたが、決して、これは今の時点で進めるべき課題ではないといふふうに思います。

それと、共通してですが、財政の問題では、先だつての財務省の発表の中で13ページの第二名神高速道路、これが凍結といふふうなことも出ておりましたけれども、川西市、猪名川町、宝塚市、それぞれまだ住民も意見を挙げているところだろうと思います。例えば、川西などで言いますと、インターチェンジもこの計画の中に入ってるわけですがけれども、生活道路に言わば自動車が下りて来るといふことになりますと、そこの渋滞問題も、あるいは環境問題も納得ができない。あるいは、これも急がなければならないといふ公共事業ではないといふ点からも、これは反対をしたいといふふうに思っております。

山手幹線の問題も共通した課題であろうかなと。それはもう、15ページに具体的に、工区なり新設のところが示されているんですが、そういったことが挙げられると思います。

それと、住民への説明がまだまだ不十分だといふことや、環境問題で言いますならば、19ページにあたろうかと思ひますけれども、仮称ですが、猪名川上流広域ごみ処理施設の問題です。今、県も広域的なごみ処理、産廃などの問題では、これまでの小規模から大規模に移すといふことでは、これも大規模な廃棄物処理施設になるといふふうに思ひますが、これはちょうど、豊能町、能勢町の例のダイオキシン問題で、非常に問題になりましたけれども、こういったものが、まだまだ十分に住民の中でもクリアできてない中で、これが計画に上がっていると。

特に、ダムの上真上に建設予定になってるだろうと思ひますが、飲料水にどういふ影響があるだろうとか、あるいは栗林とか檜林があるとか、貴重な里山の一つでもあるわけですね。そこに生息しているコウモリなども貴重な種類だといふふうに聞いておりますし、近くにはオオタカの生息地があつて飛来して来るといふふうなことであるとか、そういう自然環境の問題からも、あるいは最初に申し上げました住民への十分な説明ができていないといふ点であるとか、そういうあたりからもこれも大きな問題として、事例として挙げさせていただきたいと思ひます。

それ以外にもですね、主要幹線道路であるとか、道路問題、あるいは下水と河川

の問題の中でも、意見は住民からも挙がっていますが、この問題について、大きい観点から反対の意見を述べさせていただきました。以上です。

会長 ただいまの25番委員のご意見に対して、事務局、何か説明がありますか。

事務局 まず、画面の方に手続きの流れをお示ししております。この都市マスにつきましては、平成13年度に進め方について、都市計画審議会から答申をいただきました。その後、素案の作成、関係機関の協議、それから原案の作成、それから公告、縦覧の後、この都市計画審議会の開催という流れになっております。この間に、左側に書いておりますように、公聴会・説明会については、7月25日に宝塚市で開催したということは、先ほど説明いたしました。それで公告、縦覧にあたり、意見書の提出という形の機会もあります。これも先ほどご説明いたしましたが、この前の段階で、阪神間の場合は素案ということで、2月19日に尼崎市でフォーラムを開催しております。というような形で、なかなか都市計画というのは、取っ付きにくいものでもありますが、住民の方々の関心を得る機会を設けてまいりました。個別の事業については、利害関係でいろいろ意見が出るわけなんです、なかなかこういう全体的な計画については、住民の方々のご意見が得られにくいということは、実感しております。

都市マス自体の性格が、そういうこともありまして、事業を具体的に挙げるものではございません。全体の都市の作り方をどういう観点で行っていくのかということで計画しておりまして、個別の事業については、例えば道路につきましても、それぞれ県決定、市決定でそれぞれの都市計画審議会で議論されますし、またそういう機会でも住民の方々にご説明するという形になっておりますので、手続き的に都市計画の体系として、そういった限界も踏まえながらこの都市計画区域マスタープランを策定しているということをご理解いただきたいと思います。

それから、税金の使い方のことを一番最初におっしゃいましたが、事業については、財政の状況が悪いからすべての事業を止めるということではできません。これは議会等でいろいろご審議いただいているところですが、いろんな事業をしながら、お金を使いながら、税金の収入もまた増やしていくとか、いろいろ財政的な戦略もあることをございましょうし、その辺はまた議会等でご審議いただければいいかと思っております。

以上、計画の市民への説明の話と、事業との関係と税金のことについて、十分に

はございませんが、お答えさせていただきました。

会長 どうもありがとうございました。25番委員。

25番 今、ご説明があって、都市計画の手続きという点では、確かにこういった手続きを踏んでいるということはよく分かっているのですが、これまでも歴史的に見て、この都市計画を決定していった中身が、見直す時に、確かに今おっしゃったように、財政状況なり、住民の環境なりが変わっていく中で、変更もあり得るとは言うものの、なかなかそれが難しいというのも、これも一方であるわけですね。ですから、やはり一番最初に、決めていく過程において、確かにマスタープランという意味では、個々の事業の積み重ねの中で、まちをどういうふうにしていこうかということになりますから、取っつきにくそうに見えるけれども、現実には、本来分かりやすくそれを住民に説明すれば、ある意味では楽しい中身ではないかなと、本当はそう思うんですね。けれども、そうでないということであるならば、それはこれまでの歴史的にやって来たことの踏襲をしているからであって、これの工夫もまたいるのかなと思います。

私も審議委員の一人としてですね、そういった意味では、今後のあり方についても、またご検討もいただけたらなと思います。今までのやり方が本当にいいのかなということも含めて、そういうことも今、考えさせられました。

それと合わせて、税金の使い方の問題ですが、繰り返すようですけども、やはり、今、財政難ということは、はっきりしている問題ですから、そういった事業について概ね10年ということにはなっていますけれども、やはりそれはそれで住民に本当に納得してもらおう形での都市計画であってほしいなということを重ねて要望もしたいし、意見も述べさせていただきたいと思います。以上です。

会長 他にご意見ございませんか。

23番 理解を深めるということで、3点ほどちょっとお伺いしたいと思います。一つは、6ページの市街化区域に配分される概ねの人口の推移でございます、平成12年から平成22年の。大きな流れとしては、こういう数字になるというふうな、どこかのデータがあるんでしょうけれども、この辺のデータの取り方が、逆にいかなものかという声があるのも、また事実でございますから、この辺についての考え方をお伺いしたいのが一点。

2点目に、7ページの工業地、やっぱりそう言いながらまだ尼崎の臨海部とい

う、物づくりもいろいろやられております関係も含めて、結構混在化をしておる実態じゃないかなと思います。そういう面でここに書いておられます土地利用の現況及び動向等において、適切な用途地域の指定に努めると、ここに書いている努めるという背景と言うんですか、考え方はどこにあるのかなというのが2点目でございます。

それから3点目は、9ページの都市交通に関する方針の中の基本方針の中に、電線類地中化とありますが、都市交通に関する基本方針の中に上がっておるとのこと自体が、私はどういうことなのかなと。電線類地中化というのは、一つは大きなまちの景観、そしてもう一つは、やはり阪神大震災のような災害に対するインフラ整備、そういうところから出て来るものなんじゃないかなと。都市交通に関する基本方針の中になぜこれが挙がっておるのかなと。確かに、国道2号等でいろいろ電線類地中化等をやられておるのは見ておりますが、しかし我々、地方に行きますと、まちづくりの景観という面ですかね、そういうことでやっておるといふ実態もあるんじゃないかなと思いますので、この3点について、説明をお願いしたいと思います。

会長 23番委員の質問に対して、説明をお願いいたします。

事務局 まず3番目の電線類地中化のところですが、これは、道路空間を対象として、そこに現在電柱が立っているということで、交通空間をどういうふうに扱うかという意味で、もちろん景観のことについても関係はあるわけですが、行政の取り組みとしては、一般に道路の方で扱っているということもありまして、沿道緑化も、緑なので公園の類というような捉え方もしますし、また景観の方でも捉えるわけなんですけど、一応、ここで挙げさせていただいております。

それから、2番目におっしゃいました7ページの中ほど、工業地のところですが、これはご指摘のありました適切な用途地域の指定に努めるということで、現在、市街化区域については12の用途地域がありまして、そこに容積率、建ぺい率、これは今日別の案件にも上程されておりますが、こういった用途地域によって昔は土地利用の純化ということが言われましたが、ご指摘のように、ミックス・ユースと言いますか、土地利用の混在なども含めて、都市の魅力づくりということをおっしゃっております。その際に、用途地域あるいは地区計画ですとか、そういった手法を適切に使っていくということです。つまり、工業地につきましても、いろんな種類

の工業地がありまして、大規模な工場のある地域だとか、小規模な町工場のあるところだとか、そういうところに応じて適切な用途地域、あるいは関連する土地利用制度の適用を考えていくといった意味で記載しております。

それから、人口の点ですが、これは県の総合計画ですとか、特に市町の総合計画などの場合には、目標像を上げているような場合があります。したがって、現実にはそうはならないんだけど、望みとすればこれぐらいの規模は欲しいとか、そういった形の総合計画もございます。県の総合計画でも、幾分そういったきらいもございまして、実際には、このフレームが各種の、例えば交通ですとか、公園ですとか、住宅を統括するようなフレームにはなっておりません。各事業で現在はそれぞれフレームをもたれておりまして、都市計画のフレームとしましては、市街化区域の土地利用と言いますか、密度とか、そういったことに関する枠組みという形になっております。その辺の、兵庫2001年計画のフレームをトレンドして、平成12年の現状に補正を行って、都市計画区域別に出しておるといような形になっておりまして、土地利用のフレームということで出させていただきます。

それと、阪神間だけでなく、他の地域とのバランスもございまして、なかなか我々としても思ったような数字にはならないところがあるんですけど、根拠としてはつくっております。

23番 最後の人口の話ですけど、まさに今言われたように、それぞれの都市は希望を持ってやりますから、それだけに、人口のトレンドというのはものすごく大きな要因を占めておるといのが実態だと思います。10年間でこれを適時、そういう状況がどうなっているのかというのをもっときっちりしていかなかったら、結果として10年経ったら全然違ってましたじゃ、何もならないわけですから、この辺の中間のチェックの仕方も含めて考えていただきたいなというように思っておりますので、要望に上げさせていただきます。以上です。

会長 どうもありがとうございました。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでしたら、採決をしたいと思っております。この第1号議案に原案通り賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長 ありがとうございます。

反対の方、挙手願います。

(反対者挙手)

会長 1名でございます。

以上ですので、原案通り可決いたしました。

次に、第2号議案「阪神間都市計画区域区分の変更」及び第3号議案「阪神間都市計画用途地域の変更」の2件ですが、お互いに関連しておりますので、一括上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 阪神間都市計画区域区分の変更及びこれに伴う用途地域の変更について、ご説明いたします。議案書5ページからとスクリーンをご覧ください。

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引き制度を設けております。本都市計画区域では、昭和45年10月に当初線引きを行い、その後4回の全体見直しを行っており、今回は第5回目となります。線引きの見直しは、農業との関係、土地の安全性、環境への影響等を考慮して行うこととなっております。今回の見直しにあたっては、既に市街地を形成している区域、または計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域への編入区域といたします。

また、市街化調整区域の計画的な整備、開発が見込まれる区域で、土地需要の高まりが著しい区域については、関係機関等と協議を行い、条件が整った時点で随時市街化区域に編入を行うこととしております。現在、市街化区域にあるが市街化されておらず、市街化の見込みがない区域については、市街化区域から市街化調整区域に編入することとしております。なお、当分の間、市街化が見込まれない区域については、用途地域を指定したまま暫定的に市街化調整区域に編入を行います。

今回の見直しにより、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域は11カ所、47.7ha、市街化区域から市街化調整区域に編入する区域は4カ所、40.6ha、境界調整5カ所となっており、この変更により市街化区域の面積は20,433haが約7ha増加し20,440haとなります。

位置図2ページに変更箇所、資料2に変更箇所の切り図をお示ししております。この案において、面積10ha以上の主な変更箇所は三田市シビックゾーン地区、宝塚市北雲雀丘地区の2カ所となっております。資料2、図面下のページ1、三田市シビックゾーン地区は、市役所周辺の武庫川を挟んだ区域で、既に立地している県の

阪神北県民局三田庁舎に加えて、新たな公共施設整備が進みつつある区域、約17haについて市街化区域に編入し、第二種住居地域、近隣商業地域及び第一種中高層住居専用地域を指定いたします。

資料2、10ページ、宝塚市北雲雀丘地区は、市の南東部の川西市に隣接する区域で、都市公団の事業が予定されていた区域約32haについて開発計画が休止していることから、計画が見直され、事業の具体化が見込まれるまでの間、用途地域を指定したまま暫定的に市街化調整区域とすることとしております。

本案に関連して、参考資料3に示すように、11件の市決定の案件がございます。1から2ページの右の欄に、地区に係る案件を印で示しております。高度地区については、線引きの拡大に伴い、新たに用途地域を指定した区域について、各種の基準に従い高度地区の指定を行うこととされております。

3ページ、三田市シビックゾーン地区については、市街化区域に編入する区域を含めて特別用途地区を指定し、地区の特性にふさわしいまちづくりを進めることとされております。

4ページ、三田市バードタウン地区では新たに地区計画を、8ページ、尼崎市扇町地区については既存の尼崎臨海西部拠点地区の地区計画区域に追加、9ページ、10ページの川西市多田院地区については多田院北地区、多田院南地区の地区計画を市街化区域指定と合わせて決定いたします。

また、西宮市の市街化調整区域に編入する2地区については、5ページの緑地保全地区、6ページの防砂の施設を決定することとされております。尼崎市扇町地区については7ページに示すように、下水道の排水区域に追加することとされております。

これらの案については、各々市の都市計画審議会で了承いただいております。本案件と同時に都市計画決定を行う予定をしております。

阪神間都市計画区域区分及び用途地域素案については、7月25日に宝塚市において説明会・公聴会を行いました。公述の申し出はございませんでした。本案について2週間の縦覧を行いましたところ、1通の意見書が提出されました。お手元にお配りしております資料1、意見書の要旨をご覧ください。

前面スクリーンに意見書が提出されている区域を示しております。西宮市北部で市街化区域に設定されている船坂地区でございます。意見書の要旨は、西宮市山口

町船坂地区内38町歩の市街化区域を市街化調整区域に変更するよう要請するという要望書として提出されました。

これに対する県及び市の考え方は、船坂地区は昭和45年の当初より市街化区域に指定されており、当該地区は西宮市の南部市街地と北部地区の結節点に位置し、市街化区域として下水道の整備を進め、平成3年には盤滝トンネルの開通により交通の利便性も高まり、西宮市としても地区のまちづくりの機運の高まりを待って、農地の集約化等による住宅と農地が調和した地区として計画的な市街地の整備を進める必要があると考えており、引き続き市街化区域の指定を継続することが適当としております。

以上で、阪神間都市計画区域区分及び用途地域の変更に関するご説明を終わります。

会長 ただいま、第2号議案及び第3号議案について、事務局から説明がございましたが、これにつきまして、ご質問またはご意見ございませんでしょうか。なお、手元の意見書の要旨に記載しております提出者のお名前等は、個人のプライバシーを保護するため、左端の番号に読み替えてご発言いただきますようお願い申し上げます。ご意見ございますでしょうか。

25番 第2号議案の今、ご説明がありました意見書について質問をしたいと思えます。1番の方のこの意見書の問題ですが、昭和45年に市街化区域に指定されて以来、もう30年以上経ちますね。そういう中で10年間に何らかの整備が行われるということがまずもって大きな基本であろうかと思うのですが、この間、説明では、下水道の整備であるとかというお話はありましたけれども、市街地としてのそういった整備が、この地域のことをちょっと調査させていただきましたら、変化がないということなんですが、なぜそうだったのかということを少し詳しくご説明いただければと思います。

事務局 船坂地区の都市整備につきましては、昭和61年に土地利用転換調査を行い、土地区画整理事業に取り組みまして、盤滝トンネルの整備事業と合わせて昭和63年7月に組合の準備会も組織されております。平成元年に事業計画案まで策定されましたが、頓挫して、現在に至っているという状況です。頓挫の理由は、組合設立の同意が規定数に若干足りなかったということで、市としても整備には取り組んでいきたいという意向は持っており、今もその考え方は捨てていないということで

ございます。以上です。

25番 私はこの意見書を出された方の要旨に書かれてある中身、少し調べさせてもいただいたり、地図上でもどうなのかなというのを見させていただいたりして、トンネルから出たすぐのところですよ、これ。そういった意味からも、今まで動いていないという意味では、何か後戻りをするようには見えますけれども、やはりこれは調整区域に戻すというのか、その意見は、十分、この地域の実態から見て当然だというふうに思いますので、2号議案としてのこれは議案ではないと思いますから、あくまでも意見書だろうと思いますので、2号議案、3号議案そのものには反対ではないんですけれども、賛成なんです、この意見書については、採択をしてあげればというふうに、この方の主張を取り入れてあげればというふうに思っております。以上です。

会長 どうもありがとうございました。何かご意見ございますか。

意見がないようでございます。今、意見書の採択の動議という形でしょうか、出ましたので、まず、それを取り上げたいと思います。

まず、意見書を採択するというふうに動議がありましたが、それに賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

会長 1名。

反対の方、挙手をお願いいたします。一応、意見の分布を採りたいと思いますので、採択する必要がないという方は他全員と見てよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 そういうことでございますので、意見書は採択しないということで、次に、第2号議案と第3号議案の2件について、相互に関連してますので、一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 それでは、一括してお諮りいたします。第2号議案及び第3号議案については、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 ありがとうございます。全員一致で原案通り可決させていただきます。

それでは、続いて第4号議案「阪神間都市計画都市再開発の方針の変更」につい

て、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案「阪神間都市計画都市再開発の方針の変更」について、説明させていただきます。議案書は15ページ、及び別冊の()になっております。全体附図は議案位置図の3ページに付けております。

現在、本方針は、整備、開発又は保全の方針の中に記載されておりますが、平成13年施行の法改正によりまして、今回、新たに都市計画として定めるものでございます。現在の整備、開発又は保全の方針の中で記載されている内容を踏襲しておりまして、大幅な変更を行うものではございません。

本方針では、市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的且つ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の合理的且つ健全な高度利用、及び都市機能の更新に関する方針、これらの市街地のうち、特に一体的且つ総合的に市街地の再開発をすべき相当規模の地区及び当該地区の整備または開発の計画の概要を定めることとしております。

前面スクリーンをご覧ください。方針に定める地区等としましては、計画的な再開発が必要な市街地、通称は1号市街地でございます。

次に、特に整備効果が大きいと予想される地域、通称は戦略的地区でございます。

そして、特に整備課題の集中が見られる地域、通称は要整備地区です。

最後に、特に一体的且つ総合的に再開発を促進すべき地区、通称は2号地区でございます。

以上の4種類の地区等を定めることとしております。各地区等につきまして、地区等の名称、概念、内容を定めております。議案位置図3ページの全体附図も合わせてご覧ください。

計画的な再開発が必要な市街地、1号市街地につきましては、市街化区域の中で既成市街地を中心に、地域特性などを考慮して計画的なまちづくりが必要な市街地を定め、それぞれの市街地毎に概ねの位置、再開発の目標、土地の合理的且つ健全な高度利用及び都市機能の更新等に関する方針を定めております。

原則として、現行の方針と同様に昭和45年の国勢調査における人口集中地区を基本として計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定しております。各市街地の再

開発の目標等につきましては、議案書別冊（ ）の別表4ページから23ページに記載いたしております。三田市の三田地区を初めとして、38の市街地で現行の8,295haから約212ha増の合計約8,507haでございます。全体附図では、青色のハッチ、斜め線で表示しております。

次に、特に整備効果が大きいと予想される地域、戦略的地区につきましては、1号市街地のうち、当該地区の再開発が1号市街地の再開発の目標及び実現を図る上で、効果が特に大きいと予想される地区を概念として、その概ねの位置を定めております。鉄道主要駅周辺等、都市構造上の拠点を形成すべき位置にあり、当該地区の再開発の事業効果、波及効果が大きいと予想される地区を選定いたしております。全体附図では、黄色で表示しております。

続きまして、特に整備課題の集中が見られる地域、要整備地区につきましては、1号市街地のうち、整備課題の集中が見られる地区を概念として、その概ねの位置を定めております。先ほどの戦略的地区以外で公共公益施設の整備状況、土地利用及び建物現況等、市街地の現況判断により、住工混在、老朽住宅の密集、公共施設の不足、身近な商業施設の減少などの整備課題の集中が見られる地区を選定いたしております。全体附図では、青色の塗りつぶしで表示いたしております。

最後に、特に一体的且つ総合的に再開発を促進すべき地区、2号地区につきましては、1号市街地のうち特に一体的且つ総合的に再開発を促進すべき地区を概念として、その区域、整備の主たる目標、整備または開発の計画の概要を定めております。原則として、面的な整備事業実施の具体性がある地区を選定しております。各地区の地区整備の主たる目標等につきましては、議案書別冊（ ）の別表24ページから36ページと、地区の附図37ページから63ページに記載いたしております。

現行の46地区、約941haから事業完了地区等を除外しまして、約365ha減とし、三田市の三田駅前地区を初めとして、26の地区で合計576haを定めるものでございます。全体附図では、赤色で表示いたしております。

次に、幾つかの2号地区について説明いたします。三田市のA-1-1、三田駅前地区につきましては、スクリーンに議案書別冊（ ）の37ページの附図を示しております。24ページに記載しております通り、面積約4.5haで、地区整備の主たる目標としては、三田市の中心核としての商業業務機能の強化・充実、三田駅前の交通ターミナル機能の整備でございます。また、施設整備の方針としては、駅前広場及び都

市計画道路の整備、シンボルロード、ペDESTリアンデッキ等による歩行者空間の整備、自転車駐車場の整備でございます。

続きまして、C-2-2、西宮北口南西地区につきまして、スクリーンに42ページの附図を示しております。27ページに記載しております通り、面積約16.5haで、地区整備の主たる目標としては、西宮市の都市核の形成、商業業務地としての機能の強化、文化・宿泊機能の整備、交通ターミナル機能の整備、利便性の高い市街地住宅の供給でございます。また、施設整備の方針としては、都市計画道路北口線等及び区画道路の整備、公園の整備でございます。

続きまして、D-4-2、JR尼崎駅北西地区につきまして、スクリーンに47ページの附図を示しております。30ページに記載しております通り、面積約34.5haで、地区整備の主たる目標としては、広域的都市拠点の形成及び都市機能の更新、集積でございます。また、施設整備の方針としては、都市計画道路及び区画道路の整備、長洲久々知線とJR東海道本線の立体交差、公園の整備でございます。

本案につきましては、素案閲覧後、平成15年7月25日に宝塚市において説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。また、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長 ただいま、事務局から説明がありました。これについて、質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

25番 全体、再開発事業ということですね、駅前も非常に多いわけですが、これについても、いろいろ変更の中で、どれだけの詳しい説明が、今も説明の手続きだとかということ、説明があったということなんですけれども、特に再開発事業手法を取るといって、どれだけの今後人口の流動であるとか、その地域の変化であるとかということも示しながらの住民への説明がどうだったのかなというのを、各市にまたがってますから、一概には言えないんですけども、例えば財政難、どこともよく言われるのですが、特に芦屋なんかでも、その例がよく言われるのですが、芦屋の例を取られて、こういった説明が具体的に市民の中にこの駅前の再開発事業ということ、なされているのかなというのを、他の市でも思うんですけども、ちょっと具体的に一例を挙げていただければイメージが分かるんじゃないかなというふうに思うのですが、その辺、どうでしょうか。

事務局 手続き的には、都市マスと同じようにパブリックコメントを求めていき、

また、公聴会・説明会等を行っていったという状況でございます。また、各市においては、各種開発事業等において、地元自治会等に入られているものと考えております。

25番 それぞれの計画、地区名、ずっと挙げられて、個々に全部順番に言うわけにいかないの、例えば今、例を挙げましたけれども、芦屋駅を中心とする再開発事業という手法で、やはり住環境の影響では非常に大きいのではないかというような意見であるとか、何よりもやはりそこに投入される税金の大きさの中で、財政がどうなのかというようなことであるとか、今と、どう変わって、自分たちの暮らしがどうなるのかという点においても、市財政もさらに危機的な状況になるというような意見も聞いておりますし、あるいは尼崎なんかの事例を挙げても、ほとんどのところがあまり賛成だという声を聞いていないんですね。ですから、私はやはり、そういった意味では、4号議案のところについては、反対の表明をしておきたいというふうに思います。以上です。

会長 他にご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

会長 他にご意見がないようですので、それでは、採決させていただきます。第4号議案に原案通り賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長 ありがとうございます。反対の方、挙手を願います。

(反対者挙手)

会長 反対1名でございますので、第4号議案は原案通り可決いたしました。

それでは、続いて、第5号議案「阪神間都市計画防災街区の整備の方針の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 阪神間都市計画防災街区の整備の方針の変更について、説明させていただきます。本方針につきましては、縦覧等の手続きでは、防災再開発の方針としておりましたが、本年6月20日の密集市街地に係る防災街区の整備の促進に関する法律等の改正により、この法律改正が12月19日より施行されておりますことから、名称が防災街区の整備の方針に変更となっております。議案書は17ページ、及び別冊の()に、全体附図は議案位置図4ページに付けております。

現在、本方針は、整備、開発又は保全の方針の中に記載されておりますが、都市

再開発の方針と同様、平成13年施行の法改正によりまして、今回、あたりに都市計画として定めるものでございます。現在の整備、開発又は保全の方針の中で記載されている内容を踏襲しておりますが、後ほど説明いたします課題地域を新たに位置付けるなどの変更を行うものでございます。

本方針では、密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的且つ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、及び当該地区の整備または開発の計画の概要を明らかにすることとしております。

前面スクリーンをご覧ください。方針に定める地区等としましては、防災再開発促進地区、課題地域、以上の2種類の地区等としております。各地区等につきまして、地区等の名称、概念内容を定めております。議案位置図4ページの全体附図も合わせてご覧ください。

防災再開発促進地区につきましては、防災街区としての整備を図るため、特に一体的且つ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を概念として、区域、再開発、整備等の主たる目標、防災街区の整備に関する基本の方針、その他土地利用計画の概要、都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備方針、建築物の更新の方針を定めております。建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標に基づくとともに、事業実施状況や住民の防災まちづくりへの意識が高い地区のうち、緊急に整備が必要と認識される地区を選定いたしております。

各地区の再開発、整備等の主たる目標等につきましては、議案書別冊（ ）の別表4ページから7ページと、地区の附図9ページから14ページに記載いたしております。尼崎市の戸ノ内地区を初めとして、6つの地区で現行の14地区、約380haから事業完了地区等を除外しまして、合計約162haでございます。議案位置図4ページの全体附図では、赤色で表示いたしております。

次に、課題地域につきましては、兵庫県独自の取り組みとして、防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域を概念として、概ねの位置、整備課題の概要を定めております。密集市街地としての課題を持ち、今後優先的に課題の解決に向けて、地区住民の合意形成等を図りながら、密集市街地の整備改善に努める必要がある地域を選定いたしております。

各地域の整備課題の概要につきましては、議案書別冊（ ）の別表8ページに記

載いたしております。尼崎市のJR尼崎駅北部など、8地域を位置付けいたしません。全体附図では、黄色で表示いたしております。

次に、防災再開発促進地区を幾つか説明いたします。尼崎市のD-1、戸ノ内地区につきまして、スクリーンに議案書別冊()の9ページの附図を示しております。4ページに記載しております通り、面積約37.1haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、老朽木造住宅やアパート等の立替え促進、公共施設等の整備、住環境の向上でございます。また、再開発の促進のための公共及び民間の役割、条件の整備等の措置としては、密集住宅市街地整備促進事業による住環境の整備、住宅地区改良事業による良質な住宅の供給でございます。

次に、伊丹市のE-1、荒牧地区につきまして、スクリーンに12ページの附図を示しております。5ページに記載しております通り、面積約9.1haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、老朽木造建築物等の建て替え促進、公共施設等の整備、住環境の向上でございます。また、再開発の促進のための公共及び民間の役割、条件の整備等の措置としては、密集住宅市街地整備促進事業による住環境の整備でございます。

宝塚市のF-1、高松・末成地区につきまして、スクリーンに13ページの附図を示しております。6ページに記載しております通り、面積約7.5haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、老朽木造住宅の建て替え促進、公共施設等の整備、住環境の向上、防災街区の整備、地区の防災機能の向上でございます。また、再開発の促進のための公共及び民間の役割、条件の整備等の措置としては、密集住宅市街地整備促進事業による住環境の整備、老朽木造建築物等の建て替え促進でございます。

本案につきましては、素案閲覧後、平成15年7月25日に宝塚市において説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。また、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。事務局からの説明がございましたが、第5号議案について、質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

ご意見等がないようですので、お諮りいたします。第5号議案については、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 ありがとうございます。異議がないようですので、第5号議案については、原案通り可決いたします。

続いて、第6号議案「阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道の変更」から、第11号議案「中播都市計画及び山崎都市計画下水道の変更」までの6件ございますが、これらは全て事務の簡素化の観点から、都市計画の決定事項に関する記載の方法を変更するという、同じ趣旨のものでありますので、一括上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第6号議案「阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画武庫川上流流域下水道の変更」から、第11号議案「中播都市計画及び山崎都市計画揖保川流域下水道の変更」までの6議案について、ご説明いたします。

これら6議案は、いずれも都市計画で定めます排水区域、下水管渠及びその他の施設におきます決定事項に関します計画書等への記載方法の変更でございますので、一括ご説明いたします。なお、議案書は19ページから55ページ、議案位置図は5ページから11ページでございます。

まず、排水区域の記載方法の変更についてご説明いたします。前面スクリーンには、流域下水道と関連公共下水道の役割分担をお示ししております。まず、関連公共下水道の役割につきましては、各家庭や事業所から発生します下水を直接集めまして、排除することでございます。一方、流域下水道の役割は、接続する関連公共下水道から排除されました下水を処理場へ送り、処理を行うということでございます。

今回、このような役割分担を考慮いたしまして、計画書には排水区域として接続する関連公共下水道の名称のみを決定事項として記載することといたします。なお、参考といたしまして、総括図に関連公共下水道の排水区域を表示することといたします。

次に、下水管渠及びその他の施設の記載方法の変更についてご説明いたします。まず、下水管渠につきましては、これまで決定事項としまして、管径または幅員、延長を計画書に記載しておりましたが、これらにつきましては、参考として備考欄に記載することといたします。また、下水管渠として定める範囲を1,000ha以上の排除面積を受け持つ管渠とすることとしまして、排除面積が1,000ha未満の管渠に

つきましては、都市計画には定めのないものといたします。下水管渠と同様、処理場などその他の施設につきましても、これまで決定事項として計画書に記載してありました面積を参考として備考欄に記載することといたします。

以上、ご説明いたしました今回の変更は、事業計画を変更するものではなく、都市計画事務手続きが簡素化されることで、より円滑な事業の推進が図られるものと考えております。なお、猪名川流域下水道におきましては、併せて一部管渠の変更を行っております。

今回の変更によりまして、影響を受ける土地所有者などの利害関係人がいないこと、また、直接生活環境に影響を受ける住民等がいないと判断されることから、本都市計画案に対する説明会及び公聴会は行っておりません。

以上、第6号議案から第11号議案につきまして、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長 記載方法の変更によって、先ほど示されたような手続きをするということでございます。この第6号議案から11号議案まで、6件について、何かご質問ございましたらお願いします。

23番 事務の簡素化ということで、それはそれなりの利点からということだと思いますが、なぜ、今、この時期なのか、それを簡潔に説明していただきたいと思えます。

事務局 これまで、簡素化につきましては、個別の事業箇所と言いますか、事業計画の変更に伴いまして、部分的に簡素化を進めてきたわけなんですけど、今回、6流域ございますが、それを一斉に今回見直すということでお諮りしているところでございます。

会長 他に、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

ないようでございますので、一括して採決したいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 異議がないようですので、一括してお諮りいたします。第6号議案から第11号議案までについて、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、第6号議案から第11号議

案までは、原案通り可決いたしました。

それでは続いて、第12号議案「淡路・東浦都市計画下水道の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第12号議案「淡路・東浦都市計画淡路・東浦広域公共下水道の変更」について、ご説明いたします。議案書は57ページから61ページ、議案位置図は12ページ、13ページでございます。

淡路・東浦広域公共下水道は、淡路町及び東浦町を排水区域としまして、平成6年に都市計画決定を行い、鋭意、事業の推進を図っているところでございます。

前面スクリーンにお示しいたしておりますのは、汚水排水区域の変更内容を示したものでございます。緑色の区域が既に決定している排水区域でございます。赤色の区域が新たに宅地化された箇所等ございまして、公共用水域の水質保全を図るため、今回追加いたします。追加する排水区域の面積は約16haでございます。

また、雨水の排水区域につきまして、浸水の防除を図るため赤色でお示ししております浦川排水区の約3haを追加いたします。

今回の変更案につきまして、関係住民への説明会を開催いたしましたが、特に意見等はございませんでした。以上、12号議案につきまして、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

会長 ただいまの第12号議案についての事務局の説明について、ご質問またはご意見ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 ないようですので、お諮りいたします。第12号議案については、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、第12号議案については、原案通り可決いたしました。

以上で、県決定の都市計画案件につきましては、終了いたしました。この結果は直ちに知事宛に答申することといたします。

それでは、次に、建築基準法第51条ただし書関係の第13号議案の審議に移りたいと思います。尼崎市に係ります「ごみ処理場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」を上程いたします、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案の説明に入ります前に、建築基準法第51条ただし書について、ご説明いたします。議案書の63ページ、青いページをお開き願います。これは建築基準法第51条の条文でございますが、都市計画区域内におきましては、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場などの用途に供する建築物につきましては、その敷地の位置を都市計画決定しているものでなければ、新築または増築してはならないとなっております。但し、特定行政庁が県または市町都市計画審議会の議を経まして、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築もしくは増築ができることとなっております。

県または市町都市計画審議会の付議の区分につきましては、その敷地の位置を都市計画決定する場合の都市計画決定権者が県であるのか市町であるのかによります。決定権者につきましては、都市計画法及び同施行令で、産業廃棄物処理施設が県決定、それ以外の施設は市町決定となっておりますので、ごみ焼却場及びごみ処理場等で産業廃棄物に係るものにつきましては、県の都市計画審議会に付議し、それ以外の卸売市場、一般廃棄物に係るごみ焼却場及びごみ処理場等につきましては、市町の都市計画審議会に付議することとなっております。

なお、廃棄物処理施設の設置許可、維持管理、廃棄物処理業などに関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続きが別途並行して進められております。その中で、廃棄物処理施設を設置することによる生活環境に及ぼす影響につきまして審査が行われ、許可できると判断されたものが、都計審に付議され、その敷地の位置について、審議していただくこととなっております。

それでは、第13号議案につきまして、特定行政庁であります尼崎市からご説明させていただきます。

事務局（尼崎市） 尼崎市建築指導課長の黒田でございます。議案書の65ページ、及び位置図の14ページをお願いいたします。

この度、付議します産業廃棄物処理施設は、民間事業者が設置する破碎処理施設でございます。当該地においては、平成10年から廃プラスチック類、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、陶磁器くず及びがれき類の破碎処理を行っていましたが、今回、廃プラスチック類及び木くずの処理量を増やすことになり、建築基準法第51条の適用を受けることになったものであります。当該施設は、公益性が低いことなどから都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書

の規定を適用するものです。

前面スクリーンをご覧ください。敷地の位置でございます。阪神電鉄出屋敷駅から南へ約 600mの南部の工業専用地域内に位置しております。

これは拡大図でございます。敷地周辺は、運輸流通施設や工場などが建ち並ぶ国道43号以南の工業専用地域です。

これは、当該敷地周辺の建物の用途別現況図です。緑に着色しておりますのが工場、紫に着色しておりますのが倉庫などの運輸流通施設でございます。

これは、ほぼ真上から見た平成11年当時の航空写真です。赤の点線枠が当該敷地の位置にあたります。

これは産業廃棄物の搬入・搬出のルート図で、搬入は青の矢印、搬出は赤い矢印で表しております。産業廃棄物は、大阪や神戸方面から2トン、または4トントラックで国道43号から当該地の東側の道路から南下し、当該処理場に搬入されます。搬出は当該地の南側市道を西に向かい、主に県道甲子園尼崎線を北上し、国道43号に入り処分地に向かいます。また、丸印の地点での交通量は、現況10,042台に対し、運搬車両の増加は22台であり、交通に支障を及ぼすものではないと考えております。

これは、敷地内の現況の建物配置図です。敷地内には、既存の建物として、A棟、B棟及び管理棟の3棟があり、A棟内では、廃プラスチック類及び木くず類の破砕処理を、B棟内では、がれき類の破砕処理をしております。今回、増量する産業廃棄物に対応するため、A棟内の破砕施設を取り替え、廃プラスチック類及び木くずの処理量が増えることから、建築基準法第51条ただし書の適用を受けることになったものです。なお、建物の増築等はありません。

これは、A棟内の処理フロー図です。回収された混合廃棄物が南側市道からトラックスケールを通り、選別ヤードに荷卸後、廃プラスチック類や木くず等に選別し、選別後は破砕施設で破砕処理します。破砕後は、保管スペースで一時保管し、再利用可能な木くず、金属くずはチップ工場や鉄くず加工業者に売却処分し、再利用できない廃プラスチック類は民間業者に委託し、埋め立て処分します。

取り替え後の新しい破砕施設の処理能力は、廃プラスチック類のみを破砕した場合、最大1日22.2トン、木くずのみを破砕した場合、最大1日27.2トン処理する能力があります。

このように、敷地の位置については、工業専用地域であり、周辺の土地利用との関係から見ても支障なく、また、運搬車両の増加も22台で交通に支障を及ぼすものではないと考えることから、本施設を当該敷地に設置することは、都市計画上支障のないものと判断しております。

なお、周辺環境への影響については、事前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査を行っておりますので、参考に調査結果をご説明いたします。

生活環境影響調査については、大気汚染にかかる粉じん、騒音、振動の3項目について予測評価を行っております。

粉じんについては、予測結果が現況とほとんど変わらず、 1 m^3 あたり 0.38 mg 以下で、県条例で規制されている基準値 1.5 mg を大きく下回り、環境保全目標を満足するものと考えております。

騒音については、工業専用地域内ということで、法規制を受けない地域ではありますが、環境保全目標を騒音規制法の工業地域並みの規制基準値である70デシベルの設定に対し、予測値は騒音伝搬計算式による定量的予測を行った結果、敷地境界で68デシベルでありましたので、特に問題はないと考えております。

振動についても、工業専用地域内ということで、法規制を受けない地域ではありますが、環境保全目標を振動規制法の工業地域における規制基準値である65デシベルの設定に対し、予測値は振動伝搬計算式による定量的予測を行った結果、敷地境界で53デシベルでありましたので、特に問題はないと考えております。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

会長 ただいま、事務局から説明がありました。この第13号議案について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

25番 今のご説明で、それと事前説明で質問もさせていただいて、一定理解できてるのですが、騒音についても非常に心配でしたが、工業専用地域であるけれども工業地域並みの基準値と比較し68デシベルということでクリアしているという説明もありました。それで一つ、お聞きしたいのは、その搬出・搬入の経路等、地図で示されて、国道43号のところへ出て行くということと、トラックの台数もそう渋滞ということまで引き起こさないだろうというような理解ができたんですが、その埋め立て処分と、焼却をする場所は、どこか特定になっているのか、幾つかに分散さ

れるのか、その辺をお教えいただけたらと思います。

事務局 処分地でございますが、全て県外でございます。廃プラスチック類につきましては奈良県でございます。木くずにつきましては、チップ工場ですが、岐阜県でございます。がれき類は、路盤で使えますので、市内に行きます。

25番 もちろん、奈良だとか岐阜だとかというところとも、もうご理解をいただいて、もちろんそういう話し合いの上でここに提案をされていると思うんですけども、そういった意味では、別に問題はなかったんですね。

事務局 既に稼働しておりまして、同じ業者で処分しておりますので、問題はございません。

会長 よろしゅうございますか。それでは、お諮りいたします、13号議案について、原案通り可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 どうもありがとうございます。異議がないようですので、第13号議案については原案通り可決いたしました。

この結果は、直ちに特定行政庁である尼崎市長宛に答申いたします。

次は、建築基準法第52条他3条項に係ります第14号議案から第17号議案までの4件です。これらは平成13年5月に都市計画法とともに施行された改正建築基準法の各条項及び経過措置に基づいて、特定行政庁が来年5月までに容積率を指定する区域及びその数値等を定める必要が出てまいりましたので、今回審議に諮ったものでございます。相互に関連していますから、一括して上程させていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、14号議案から17号議案まで関連する案件でございますので、合わせご説明させていただきます。議案書の目次を見ていただけますでしょうか。こちらに14号議案から17号議案のタイトルを書いております。14号議案が容積率についての規定でございます。15号議案が建ぺい率、16号議案が道路斜線、17号議案が隣地斜線についての規定でございます。以上について、ご説明します。

まず、本都市計画審議会に付議をする理由でございますが、平成12年に建築基準法の容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線の各規定が改正されまして、平成13年から施行されております。議案書の67ページをご覧くださいと思います。こちらに容積率についての条文を載せております。簡単に条文をご説明します。この52

条は、容積率に関する規定でございます、今回、関係がございますのは、数字の6と書いております第6号でございます。

ちょっと簡単に読み上げます。用途地域の指定のない区域内の建築物ということで、10分の5、10分の8、10分の10、10分の20、10分の30または10分の40のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めることとなっております。このように改正されたわけでございます。

さらに建ぺい率、道路斜線、隣地斜線につきましても、同じように条文が改正されておまして、議案書の68ページから70ページにそれぞれ載せております。

それらを分かりやすく、法律がどのように改正されたのかということと、それを受けて県がどのように指定をしようとしているのかの基本的な考え方につきまして、ご説明させていただきます。右肩に参考資料2と書きましたものを見ていただけますでしょうか。この1ページをご覧いただきたいと思います。前面スクリーンにも同じものを映しております。

まず、容積率についての表の一番上の欄をご覧ください。改正前の条文は原則を400%として、300%、200%、100%の中から定めてもよいとなっております。それを受けまして、県では、線引きが行われてる区域、つまりこれは市街化区域及び市街化調整区域の区分が行われている区域のことでございます、具体的には市街化調整区域になるわけでございますが、それらの区域について一般基準として200%の容積率とし、強化地域には100%を平成9年の4月に指定し、運用しておりました。

そして、市街化区域、市街化調整区域の線引きが行われていない非線引きの区域の用途地域の指定のない区域、これは比較的郡部に位置しておるわけでございますが、これらの地域は特に都市化の問題も少ないであろうということで、400%のままで運用しておりました。それが法改正により、右の欄にございますように、400%、300%、200%、100%、80%、50%の中から定めることというふうに改正されたわけでございます。

そこで、今回、線引きの区域については、従前の容積率を原則として引き続き指定し、非線引きの区域についても、線引きの区域と同様に一般基準を200%と指定し、また緩和地域には400%、強化地域には100%の容積率の指定を行う計画でござ

ざいます。この一般基準 200%の数値は、県内では住居系及び工業系の用途地域で定められている数値でございまして、ごく一般的なものでございます。緩和地域としての 400%の数値は、一般的に商業系の用途地域で、また強化地域としての 100%の数値は、一般的に低層住居専用地域で定められております。

次に建ぺい率についてでございますが、表の上から 2 段目の欄をご覧ください。改正前の条文は、原則を70%とし、60%、50%の中から定めてもよいとなっております。それを受けまして、県では容積率と同様に線引きの区域については一般基準として60%の建ぺい率とし、緩和地域には70%を指定しておりました。そして、非線引きの区域は容積率と同様の理由により、特に都市化の問題も少ないということで、原則の70%のままで運用しておりました。それが法改正により、右の欄にございますように、70%、60%、50%、40%、30%の中から定めることと改正されたわけでございます。

そこで、今回、容積率の場合と同様に、線引きの区域につきましては、従前の建ぺい率を原則として引き続き指定し、非線引きの区域につきましても、線引きの区域と同様に一般基準を60%として指定し、また緩和地域としては70%、強化地域として50%の建ぺい率の指定を行う計画でございます。この一般基準、60%の数値は、県内では住居系及び工業系の用途地域で定められてる数値でございまして、ごく一般的なものでございます。緩和地域としての70%の数値は、商業系の80%と、住居系・工業系の60%の間の建ぺい率と理解いただければと思います。強化地域としての50%の数値は、第一種低層住居専用地域で定められております。

さて、これから具体的な説明に入りますが、その前に、建築基準法の条文にありましたように、用途地域の指定のない区域の容積率、建ぺい率等の指定は、特定行政庁が行うこととなっております。

前面スクリーンの兵庫県全体の地図をご覧くださいと思います。この特定行政庁ということですが、建築基準法に基づく事務を行うことができる市町の中で、県下では神戸市を初め尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、芦屋市、三田市、明石市、加古川市、高砂市、姫路市の12の市が特定行政庁としてそれぞれの市域の中の事務を行っておりまして、それぞれの市域の用途地域の指定のない区域の容積率等の指定を行うわけでございます。これらの市以外の区域では県が特定行政庁として事務を行っております。

今回、県が業務を行っている地域における用途地域の指定のない区域の容積率等を定めようとしているわけでございます。それでは、先ほどの基本的な考え方の下に作成しました容積率、建ぺい率等の指定案の詳細についてご説明します。

前面スクリーンの、まずこの太いラインで引いております南側の範囲が線引き区域でございます。そのうち着色している地域が用途地域の指定のない区域でございます。まず、この黄色で塗っております大部分の地域について、本都市計画審議会で付議をした上で、平成9年に大部分の地域を原則容積率200%、建ぺい率60%の一般基準で指定しており、引き続きそれらの数値を指定し、運用することとします。

次に、薄いピンク色を塗っております緩和地域として、赤穂市の御崎地区、坂越地区、相生市の壺根地区、鰯浜地区、御津町の室津、黒崎地区、大浦地区、詳細の位置図はA3版の資料4と書いた方に1番から3番、赤穂市から相生市御津町に記載しております。これらの地域につきましては、漁村地域であり、密集して住宅が建ち並んでいるため、容積率は一般基準の200%としますが、建ぺい率は70%の緩和する地域としておりました。今回、その数値を引き続き指定することとします。

また、薄茶色で塗っております三木市、播磨町につきましても、平成9年に決めました数値を引き続き定めることとし、容積率については、強化する地域としての100%、建ぺい率は一般基準の60%としております。

さらに、薄緑色を塗っておりますこの地域でございますが、ここは三木市の中でも与呂木青葉台地区、詳細位置図は資料4の4番、三木市の方に表しております。この地区につきましては、三木市が行政指導で第一種低層住居専用地域並みの環境を守って来ている地域であることから、今回それを法的に担保するため、容積率もまた建ぺい率もともに強化し、それぞれ100%、50%とします。

次に、非線引きの地域でございますが、このラインより北側の地域で、主に丹波・但馬地域と淡路島の地域の都市計画区域が、非線引きの区域に該当いたします。まず、このように大部分の黄色を塗っております区域ですが、一般基準であります容積率200%、建ぺい率60%の数値を指定する考えでございます。

次に、ブルーの色を塗っております淡路島の淡路町（岩屋地区）、北淡町（富島地区）、津名町（志筑地区）、詳細位置図は、資料4の18の淡路町から21番の北淡町に表しております。これらの地域につきましては、それぞれの地域の事情を考慮し、

容積率、建ぺい率とも緩和する地域とし、容積率を 400%、建ぺい率を70%の従前の通りの数値のままとする考えでございます。淡路町の岩屋地区につきましては、従前から淡路島の玄関口として土地利用されて来ており、一般基準である容積率 200%、建ぺい率60%を超えている既設建築物が建ち並んでいるため、北淡町の富島地区につきましては、震災復興の土地区画整理事業を行っている最中で、容積率を 400%、建ぺい率70%という条件で住民の方に説明を行って来ております。そういうことで、途中で形態制限の要件を変更することは、極めて困難であることから、従前の通りの容積率を 400%、建ぺい率を70%とすることとします。

次に、津名町の志筑地区でございますが、これは埋め立て地であり、津名町を通じて現在土地の分譲、販売を行っているところでございます。その中で販売時に容積率 400%、建ぺい率を70%という条件で分譲して来ており、容積率、建ぺい率を現状のままにしておいて欲しいという町の意向を踏まえまして、当面、現行の規制のままの容積 400%、建ぺい率70%とする計画でございます。

次にピンク色に塗ってあります地域でございますが、日本海沿岸の浜坂町、香住町、竹野町、豊岡市にまたがります但馬海岸地域風景形成地域、それから漁村地区もしくは昔からの集落でございます出石町の城下町地区、八鹿町の旧街道地区、和田山町の竹田地区、氷上町の成松、西中地区、柏原町の城下町地区、春日町の黒井地区、篠山市の城下町地区、福住地区、八上地区、古市地区、立杭地区、それから淡路町の岩屋地区、東浦町の国道28号より海側、津名町の志筑地区、北淡町の野島地区、浅野地区、育波地区、室津地区、詳細の位置図は資料4の5番の浜坂町から21番北淡町に表しております。

これらの地域につきましては、容積率は一般基準の 200%としますが、これらの地域は景観地域等で、低層の建築物を誘導しようとしている地区、また密集して住宅が建ち並んでいることから、建ぺい率を70%の緩和地域として指定します。また、緑町、西淡町、南淡町の全域につきましては、三原郡内の合併後に土地利用を含めて新たな枠組みで検討したいとの各町の意向であり、とりあえず容積率は一般基準である 200%にしますが、建ぺい率は現状の数値である70%とします。

次に、薄茶色を塗ってあります吉川町のみなぎ台地区、東条町の嬉野東地区、永福地区、詳細位置図は資料4の16番東条町、17番吉川町に表しております。

これらの地域につきましては、従前から建築協定等で住民が第一種低層住居専用

地域並みの形態制限を守っている地域であることから、それらを法的に担保できるように、容積率、建ぺい率とも強化地域として、容積率が100%、建ぺい率50%とします。

次に、道路斜線についてでございますが、建築基準法における道路斜線と、隣地斜線の規制についてご説明します。お手元の資料の参考資料の2の2ページ、それから前面スクリーンに同じものを表しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

まず、道路斜線についてでございますが、道路斜線は、道路を採光また通風などの環境を確保するための重要な空間として位置づけており、敷地の前面道路の対岸の境界線から1.25もしくは1.5の勾配で斜線を立ち上げ、建物はその中に入っていないなければならないという規定でございます。現在、住居系の用途地域におきましては1.25で、商業系、工業系の用途地域、それから用途地域の指定のない区域においては、1.5の勾配の道路斜線で運用しております。

次に、隣地斜線についてでございますが、前面スクリーンまたは参考資料の2の3ページに、隣地斜線についての記載を表しております。隣地斜線は、無制限に隣の敷地に高層建築物が建てられると隣地からの採光また通風などの環境条件が悪くなるおそれがあるため、敷地の隣地境界線からの距離に応じて建築物の高さを制限しようとするものでございます。そのため、隣地境界線上に20m立ち上げて、そこから1.25の勾配の斜線もしくは31m立ち上げてそこから2.5の勾配で斜線を立ち上げ、その中に建物は入っていないなければならないという規定でございます。

現在、住居系の用途地域におきましては、20m + 1.25の勾配、商業系・工業系の用途地域、また用途地域の指定のない区域におきましては、31m + 2.5の勾配の隣地斜線で運用しております。

これらのことを踏まえていただき、前面スクリーン、それから参考資料2の1ページをご覧いただきたいと思えます。この表の3段目のところが道路斜線の欄でございます。現在は斜線の勾配は1.5の一つのメニューしかなく、それで運用しております。それが右の欄をご覧いただきますと、1.25または1.5のどちらかを定めることとなったわけでございます。それでこの道路斜線につきましては、道路などが狭くて狭小な宅地もあり、そのような場所で道路斜線を1.25の数値とすると、建て替えなどが難しいこととなりますので、全ての用途地域の指定のない区域を従前の

通り 1.5の道路斜線とする考えでございます。

次に、隣地斜線でございますが、同じ表の一番下の隣地斜線の欄をご覧ください。現在は、隣地斜線の勾配は31m + 2.5の勾配の一つのメニューしかなく、それで運用しております。それが右の欄をご覧くださいますと、31m + 2.5、または20m + 1.25のどちらかを定めることとなったわけでございます。これにつきましては、隣との境界に20mの建築物が建つことは、商業系の都会ではともかく、用途地域の指定のない区域において、事例はほとんどございませんので、全ての用途地域の指定のない区域を20m + 1.25の数値とする考えでございます。

議案書の72ページをご覧くださいと思います。以上、説明しました第14号議案から第17号議案までの案件について、県が正式に告示指定する案を載せております。72ページが容積率についての指定の文言、74ページが建ぺい率、76ページが道路斜線、78ページが隣地斜線についての指定の案でございます。文章で告示すると、こういう内容になるわけでございます。読み上げにつきましては、省略させていただきます。

なお、申し訳ございませんが、議案書の78ページをご覧くださいませうでしょうか、これは隣地斜線についての指定案でございますが、表題を含めまして、上から2行目の最後のところでございます、これは最後の方で、都市計画（昭和・・・）と書いておりますが、都市計画の次に法が抜けております都市計画法としていただくようお願いいたします。なお、申し訳ございませんが、議案書位置図、一番最後のページでございますが、容積率、建ぺい率の一覧を記載しております。上から9行目で八鹿町のところでございますが、容積率が10分の20としておりまして、次に建ぺい率が10分の6としております。八鹿町につきましては、10分の7の地域も指定しておりますので、10分の7が抜けておりました、申し訳ございません。10分の7という数値を入れていただきたいと思っております。

それから、一番最後のところで、緑町の欄がございます。こちらも建ぺい率が10分の6となっておりますが、緑町は全域10分の7としておりますので、10分の7と訂正していただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、14号議案から17号議案についての説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

会長 どうもありがとうございました。この位置図、それから議案書の訂正がござ

いましたが、そのようにしてお諮りをしたいと思います。まず、質問、ご意見ございますでしょうか。

25番 結論から申し上げます。9市35町でしたか、それぞれに係る問題なんですが、これも都市計画法、建築基準法、これまでも随時、経済社会状態に応じて、それを背景にして変わってきたとはいうものの、用途地域におけるそれぞれの建築規制、ここでは容積率だとか建ぺい率などに表されてるんですけども、それを緩和していく方向性がはっきり表れているわけですね。それがその地域地域、その町どの部分にということ、いろいろありますけれども、私どもはやはりその緩和の中です、本来の法の目的であるとか、あるいは計画制度そのものをこうやって徐々に緩和をしていく中で、形骸化をさせているのではという危惧も抱いております。

そんな中で、今回は、本体そのもの、いわゆる法を改正することそのものに私ども反対をしておりますし、今回の緩和についての問題では、反対をしておりますし、今回の都市部の中で、具体的に都市空間がどういうふうにとということも具体的にはありますけれども、住環境の悪化であるとか、あるいはそれぞれ建築そのものの供給過剰と言いますが、そういう中でのいろんな困難性、トラブルであるとか、というようなことが起きてきているというか、既に起きていますし、商業地域などにおける緩和においても、起きてるということで、結論から言いますと、この14号議案から最後の17号議案まで、これを反対という立場を取らせていただきたいと思っております。以上です。

会長 緩和だけではない、むしろ規制強化と思っておりますので、ちょっとその辺、説明をお願いします。

事務局 参考資料2の方で、改正後の状況で、一般基準の200%からしますと緩和地区の400%とか強化地域の100%といった数値を使っております。この中で緩和地域という文言を使っておりますが、これは現況が400%の指定のところはもうそのまま400%と指定しますということでございまして、200%のところを400%にするといったようなことはしておりません。今回、全ての地域におきまして、原則強化、もしくは平行移動という状況でございます。

会長 私、建築審査会でも、このことは議論しましたので、緩和にならずにむしろ規制の方で、現状と図ってみてというふうなことで、諮られたんだと思っております。

したので、ちょっと気がつきましたが、他にご質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、お諮りいたします。この第14号議案から第17号議案までの4件について、一括して採決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり。)

会長 それでは、一括してお諮りいたします。第14号議案から第17号議案までについては、原案通り可決するに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長 どうもありがとうございました。反対の方。

(反対者挙手)

会長 1名でございます。それでは、多数で、第14号議案から第17号議案については、原案通り可決いたしました。

この結果は、直ちに特定行政庁であります兵庫県知事宛に答申させていただきま

す。
以上で、本日の議案は全て終了いたしました。なお、事務局から報告事項があるようですので、少しお待ちください。

事務局 それでは、事務局から報告します。

都市計画区域マスタープランの今後の状況でございますが、神戸国際港都建設計画都市計画区域マスタープランの策定につきましては、関係機関との協議を進めているところであり、協議が整う予定でございます。また、東播、中、東条、吉川都市計画区域マスタープランにつきましても、関係機関と協議を進めているところでございます。これらにつきましては、平成16年の2月下旬の審議会へ付議をしたいというふうに考えております。

それから、第2回の審議会で諮問させていただきました「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」の検討状況でございますが、審議会の委員6名の方で構成しております検討委員会議で検討を進めていただいているところでございます。これにつきましては、まず、道路網の抱えている課題の抽出等を行った後、昨日第1回の検討委員会議を開催し、見直しの進め方、あるいは区間の設定、必要性の検証の視点等について、ご意見をいただいたところでございます。

これらの意見に基づきまして、事務局の方で検討を加えまして、平成16年の2月に再度検討委員会議を開催した上で、必要性の検証方法等を取りまとめでいただき

たいと考えております。これにつきましても、2月の都市計画審議会での中間報告を予定しております。以上でございます。

会長 ただいま、事務局の都市計画区域マスタープラン策定作業、及び都市計画道路網見直し作業の今後の予定の説明がございました。このことについて、何かご意見、質問ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり。)

会長 ないようでございますので、それではこれもちまして、平成15年度第3回の審議会を閉会いたします。皆様には、大変熱心なご審議をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項があるようですので、お願いいたします。

事務局 それでは、お手元お配りしております次回の平成15年度第4回の審議会でございますが、事前説明会を平成16年2月20日午後に、また、本審議会を平成16年2月27日午後に予定しております。

それから、平成16年度の第1回審議会でございますが、これにつきましては、事前説明会を平成16年3月30日に、年度も押し迫った時でございますが、予定をさせていただきます。

それから、訂正をお願いしたいのですが、平成16年度第1回の本審議会ですが、日時を平成16年4月6日としておりますが、4月7日午後2時からに訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。平成16年度の第1回は本審議会と事前説明会とで年度をまたぐこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、本日はこれでお開きとさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時30分

**平成15年度第3回兵庫県都市計画審議会
出席委員名簿**

日 時：平成15年12月25日 午後1時30分～3
時30分

場 所：パレス神戸 2階 大会議室

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会 長
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	西 村 多嘉子	大阪商業大学教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	山 口 昇	(財)兵庫県まちづくり技術センター理事長	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	山 川 雅 典	農林水産省近畿農政局長	代 理
	宮 城 勉	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	谷 口 博 昭	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	梶 原 景 博	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	巽 高 英	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	中 川 啓 一	洲本市長(兵庫県市長会)	代 理
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	末 松 信 介		
	原 亮 介		
	野 間 洋 志		
	宮 本 博 美		
	佃 助 三		
	毛 利 り ん		
	小 林 護		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	井 上 熙	小野市議会議長(兵庫県市議会議長会)	
	振 角 利 允	夢前町議会議長(兵庫県町議会議長会)	